

奈良・與喜天満神社天神坐像の忿怒表現について

川北奈美 (京都大学)

奈良・長谷寺の鎮守であった與喜天満神社の主神像である天神坐像は、像内に正元元年 (1259) の造立銘を有する、現存最古の天神像である。そのため、本像は 13 世紀後半の神像彫刻の基準作として重要である。天神の本地の十一面観音を線刻した鏡を納入する点が特筆される。

また、菅原道真を神格化した天神像は一般に忿怒相をしており、「怒り天神」と総称されてきた。しかし、本像と同時期に造られた弘長元年 (1261) の造立銘を有する神奈川・荏柄天神社天神坐像の忿怒表現と本像のそれは異なる点が着目される。

そこで本発表では、本像の忿怒表現の考察を行い、造立背景についても検討を進めたい。本像の忿怒表現の検討は「怒り天神」の嚙矢を検討することを意味し、鎌倉時代における忿怒相の様式・形式の様相を明らかにする上でも重要な視点であると考えられる。手順としては、本像と同時期すなわち 13 世紀半ば～後半の忿怒相の尊種の形式分類を行った上で、本像と同じ忿怒表現の要素をもつ作例を抽出し、天神像の他作例とも比較する。

当時期の忿怒相の尊種には主に、明王、四天王、金剛力士、十王、蔵王権現、天神がある。その中で着目すべきは、天神像と十王像は、鎌倉時代になって初めて造立された点である。当時期の作例のうち、本像の忿怒表現の要素 (①眉根を寄せて眉尻を吊り上げる、②眉間及び鼻根に皺を寄せる、③目頭は方形を呈し、切れ長の目尻を吊り上げ瞋目し、玉眼を嵌入し、やや下方を睨む、④小鼻を引き上げて鼻孔を膨らませる、⑤口への字に固く結ぶ) をすべて満たすのは、東大寺泰山府君像、円応寺初江王像、白毫寺太山王像、同司命像といった冥界の十王像である。

天神像の他作例である荏柄天神社像や近江天満宮菅山寺像などは、杏仁形の目を見開き、口を少し開けて上歯を見せる点で、本像やこれら十王像の忿怒表現と形式を異にしている。一口に怒り天神といっても、その忿怒表現はさまざまであり、天神像の中で現存最古例である本像は、画像も含めた以降の天神像の作例の中で特異な形式といえよう。

本像の造立背景を考える上で示唆に富むのは、13 世紀初頭成立とみられる『長谷寺験記』上巻第十一話の記述である。すなわち、菅原道真が長谷寺の地主神である滝蔵権現に「悪心を起こして多くの人を傷つけた罪業は深く、苦患を受けるところである。観音に値遇して苦しみを抜こうと思うのでこの山の一面に社地を賜りたい」と述べたのに対して、滝蔵権現は与喜山が「断悪修善ニ尤与喜 (よき) 地」であると答えていることに注目すれば、十王信仰とも相通じる懺悔の意識が、与喜天神信仰及び本像造立の背景にあったのではないかと推察される。儀軌がない天神像の造形化にあたり、同じく鎌倉時代に造形化されるようになった新たな尊種である十王像の忿怒表現を本像に適用し、十一面観音に加えて十王をも習合した重層的な思想背景のもと、本像が造立された可能性を指摘したい。